

産業廃棄物処分委託契約書

排出事業者：山形県立河北病院 院長 佐藤 敏彦（以下「発注者」という。）と、
処分業者：〇〇〇（以下「受注者」という。）は、
発注者の事業場：山形県立河北病院から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

(法の遵守)

第 1 条 発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(契約保証金)

第 2 条 各契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(委託内容)

第 3 条 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

〔特管〕

許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____
事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____
許可番号：_____

2 委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価

発注者が、受注者に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

(1) 種類：廃プラスチック類

予定数量：101m³

単 価：〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

(2) 種類：ガラスくず

予定数量：4 m³

単 価：〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

3 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：_____
所在地：_____
処分の方法：_____
施設の処理能力：_____

4 最終処分の場所、方法及び処理能力

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

--	--	--	--	--

5 搬入業者

第3条第2項の産業廃棄物の第3条第4項に指定する事業場への搬入は次の収集・運搬業者が行う。

氏 名： _____
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住 所： _____
 許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
 事業の範囲： _____ 事業の範囲： _____
 許可の条件： _____ 許可の条件： _____
 許可番号： _____ 許可番号： _____

(適正処理に必要な情報の提供)

第4条 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン第2版」(平成25年6月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン第2版」(平成25年6月)の「容器貼付用ラベル」参照)。

4 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類： 第3条第2項のとおり
 提示する時期又は回数： 受注者が要望し、発注者が承諾した時

(発注者受注者の責任範囲)

第5条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し発注者に負担させない。

3 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方(発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。

4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方(発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

(再委託の禁止)

第 6 条 受注者は、委託された産業廃棄物の処分業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

(義務の譲渡等)

第 7 条 受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(委託業務終了報告)

第 8 条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の処分業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。この場合において、業務完了報告書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

(業務の一時停止)

第 9 条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(報酬・消費税・支払い)

第 10 条 発注者の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第 3 条第 2 項にて定める単価に基づき算出する。

2 発注者の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。

3 報酬の額が経済情勢の変化及び第 4 条第 2 項、第 9 条等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

4 受注者は発注者の求めにより実施した産業廃棄物の処分ごとに実績をとりまとめ、別に締結する産業廃棄物収集・運搬委託基本契約の受注者（以下「収集・運搬業務受注者」という。）名により発注者に請求するものとし、発注者は収集・運搬業務受注者からの適法な請求書を受理してから 30 日以内に収集・運搬業務受注者に支払うものとする。この場合において、請求書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

(内容の変更)

第 11 条 発注者又は受注者は、必要がある場合発注者に対し労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う委託料の変更について申出を行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、その可否について迅速かつ適切に協議を行うものとする。

(機密保持)

第 12 条 発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には相手方の書面による許諾を得なければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第 13 条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由がなく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (3) 受注者がこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。
 - (4) この契約について、受注者又は業務従事者に不正、不当な行為があったとき。
 - (5) 故意又は過失により委託者に重大な損害を与えたとき。
 - (6) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- 2 前項の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は異議を申し立てないものとする。この場合において受注者は契約金額等の100分の10に相当する違約金を納付するものとする。
- 3 第1項各号のほか、発注者の都合により業務を必要としなくなったときは、発注者の契約を解除しようとする日の2ヶ月前までに文書をもって通知し、この契約を解除することができるものとする。
- 4 受注者が、正当な理由によりこの契約を解除しようとするときは、この契約を解除しようとする2ヶ月前までに文書をもって申し出、その承認を得るものとする。
- 5 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反等により発注者が解除した場合

- イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反等により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

6 発注者は、翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

- 6 発注者は、翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

(談合等に係る契約解除及び賠償に関する契約条項)

第14条 発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却または却下の判決が確定した時。
 - (4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求する

ことを妨げるものではない。

(遅延利息)

第15条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第10条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(発注者の履行追完請求権等)

第16条 成果品がこの契約の内容に適合しないときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(履行遅滞違約金)

第17条 受託者が、その帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、委託者は受託者から違約金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(契約期間)

第19条 この契約は、有効期間を契約締結の日から令和11年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、発注者受注者は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者	山形県西村山郡河北町谷地字月山堂111番地
	山形県立河北病院
	院長 佐藤 敏彦
	登録番号 T4-8000-2000-1414

受注者	(住所又は所在地)
	(氏名又は名称及び代表者氏名)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。